

○豊島区議会情報公開条例施行規則

平成15年 7 月23日

議会規則第 2 号

改正 平成17年3月31日議会規則第1号

平成21年3月31日議会規則第1号

平成28年3月31日議会規則第1号

令和5年3月24日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区議会情報公開条例（平成15年豊島区条例第21号。以下「条例」という。）第7条第1項第4号及び第2項、第15条第1項及び第2項、第16条、第21条の2第1項及び第2項並びに第31条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平28議会規則1・一部改正)

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公開請求の方法)

第3条 条例第7条第1項の規定による公開請求書の提出は、議会情報公開請求書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第7条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議長に対して公開請求を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該公開請求を書面(条例第7条第1項に規定する書面をいう。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議長に対して公開請求をする者の使用に係る電子計算機から入力して、公開請求を行わなければならない。

3 前項の規定により公開請求を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（公開請求を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該公開請求を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 条例第7条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 連絡先
- (2) 区内の事務所又は事業所の名称及び所在地（条例第6条第2号に掲げるものに限る。）
- (3) 公開の方法
（議会情報公開決定通知書等）

第4条 条例第12条各項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

- (1) 条例第12条第1項の規定により議会情報の全部を公開する旨の決定をした場合 議会情報公開決定通知書（別記第2号様式）
- (2) 条例第12条第1項の規定により議会情報の一部を公開する旨の決定をした場合 議会情報部分公開決定通知書（別記第3号様式）
- (3) 条例第12条第2項の規定により議会情報の全部を公開しない旨の決定（条例第11条の規定により公開請求を拒否する旨の決定及び公開請求に係る議会情報を管理していない旨の決定を含む。）をした場合 議会情報非公開決定通知書（別記第4号様式）
（公開決定等期限延長通知書）

第5条 条例第14条第2項の書面は、公開決定等期限延長通知書（別記第5号様式）とする。

（第三者保護に関する手続）

第6条 条例第15条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求があった年月日
- (2) 公開請求に係る議会情報の名称及び内容
- (3) 意見書の提出期限及び提出先

2 条例第15条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（別記第6号様式）により行うものとする。

3 条例第15条第3項の書面は、公開決定に係る通知書（別記第7号様式）とする。
（電磁的記録の公開の方法）

第7条 条例第16条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- (2) ビデオディスク 当該ビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。）次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、議長が保有しているものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

2 前項第3号イに掲げる方法は、公開請求に係る議会情報に非公開情報が含まれない場合その他議長が必要と認める場合であって、当該電磁的記録の複写が容易であるときに行うものとする。

(平28議会規則1・一部改正)

(議会情報の公開)

第8条 議会情報の公開は、議会の事務局において行うものとする。ただし、相当の理由があるときは、この限りでない。

2 議長は、公開決定を受けたもので議会情報の閲覧又は視聴をするものが当該閲覧又は視聴に係る議会情報を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 議会情報の公開を行う場合において、議会情報の写しを交付するときの交付部数は、公開請求に係る議会情報1件につき一部とする。

(意見を求めた旨の通知)

第9条 条例第20条の規定による意見を求めた旨の通知は、審査会に意見を求めた旨の通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(提出書類等の写しの交付手数料)

第9条の2 条例第21条の2第1項の手数料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の手数料は、前納しなければならない。

3 議長は、審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額請求又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を議長に提出しなければならない。

5 前項の書面には審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていること

を証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(平28議会規則 1 ・ 追加)

(議会情報目録)

第10条 条例第29条の議会行政情報の目録は、電子情報処理組織を使用して公開する議会行政情報目録とする。

(平28議会規則 1 ・ 全改)

(実施状況の公表)

第11条 条例第30条の規定による実施状況の公表は、毎年6月末日までにその前年度のものについて行うものとする。

2 前項の公表は、区役所の掲示場への掲示、議会の発行する区議会だよりへの掲載により行うものとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日議会規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日議会規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日議会規則第1号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 豊島区議会情報公開条例第12条の規定による決定（以下「公開決定等」という。）又は同条例第6条の規定による公開請求（以下「公開請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月24日議会規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

(第9条の2関係)
(平28議会規則1・追加)

区分	費用の額
写しの作成(文書、図画又は写真を複写機により複写したもの、フィルムを用紙に印刷したもの及び電磁的記録を用紙に出力したもの)に要する費用	A3判以下片面刷り1枚につき 白黒の場合 10円(カラーの場合 50円)
	A3判を超えA2判以下片面刷り1枚につき 白黒の場合 20円(カラーの場合 100円)
	A2判を超えA1判以下片面刷り1枚につき 白黒の場合 30円(カラーの場合 150円)
写しの作成(電磁的記録を光ディスクに複写したもの)に要する費用	1枚につき 100円
写しの送付に要する費用	郵送料相当額

備考 用紙に複写等をした場合、両面刷りは2枚と数える。

別記第1号様式(第3条関係)

議会情報公開請求書

年 月 日

豊島区議会議長 あて

請求者 住所または所在地
(〒 —)

氏名または名称
(代表者氏名)

連絡先

豊島区議会情報公開条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり公開請求します。

公開請求に係る 議会情報の内容 ※具体的に記入してください。	
請求者の区分 ※請求する区分の□にレ を記入し()内に必要 事項を記入してくださ い。	☐ 区内に住所を有する者 ☐ 区内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の 団体 事業所等の名称 所在地 ☐ 区内に存する事務所または事業所に勤務する者 勤務先の名称 所在地 ☐ 区内に存する学校に在学する者 学校の名称 所在地 ☐ 上記のいずれの区分にも該当せず議会情報の公開を必要と する理由を明示して請求するもの 公開を必要とする理由
公開の方法 ※希望する公開方法の□ にレを記入してくださ い。	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付

別記第2号様式(第4条第1項関係)

豊議発第 号
年 月 日

議会情報公開決定通知書

様

豊島区議会議長



年 月 日付けで受け付けた公開請求につきましては、豊島区議会情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり議会情報の全部を公開することを決定したので通知します。

公開請求に係る 議会情報の名称	
公開の方法	閲覧 視聴 写しの交付
公開する日時	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分
公開する場所	

写しの交付枚数	枚
---------	---

(注)1 この通知書をご持参のうえ、指定の日時においでください。
2 上記の日時においでになれない場合は、事前にその旨を区議会事務局までご連絡ください。

担当		電話番号	
----	--	------	--

豊議発第 号
年 月 日

議会情報部分公開決定通知書

様

豊島区議会議長 印

年 月 日付けで受け付けた公開請求につきましては、豊島区議会情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり議会情報の一部を公開することを決定したので通知します。

公開請求に係る議会情報の名称	
公開の方法	閲覧 視聴 写しの交付
公開する日時	年 月 日(曜日) 時 分～ 時 分
公開する場所	
公開しない部分	
公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	
公開しない理由がなくなる時期	年 月 日。ただし、議会情報の公開を希望する場合は、同日以後新たに公開請求が必要になります。
写しの交付枚数	枚

(注) 1 この通知書をご持参のうえ、指定の日時においでください。
2 上記の日時においでになれない場合は、事前にその旨を区議会事務局にご連絡ください。
3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担 当		電話番号	
-----	--	------	--

別記第 4 号様式(第 4 条第 3 項関係)

豊議発第 号
年 月 日

議会情報非公開決定通知書

様

豊島区議会議長 印

年 月 日付けで受け付けた公開請求につきましては、豊島区議会情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり議会情報の全部を公開しないことを決定したので通知します。

公開請求に係る 議会情報の名称	
公開しないこととする 根拠規定及び当該 規定を適用する理由	
公開しない理由 がなくなる時期	年 月 日。ただし、議会情報の公開を希望する 場合は、同日以後新たに公開請求が必要になります。

- (注) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担 当		電話番号	
-----	--	------	--

別記第5号様式(第5条関係)

豊議発第 号
年 月 日

公開決定等期限延長通知書

様

豊島区議会議長



年 月 日付けで受け付けた公開請求につきましては、豊島区議会情報公開条例第14条第2項の規定により、次のとおり決定する期限を延長したので通知します。

公開請求に係る 議会情報の名称	
当初の決定期限	年 月 日(曜日)
延長後の決定期限	年 月 日(曜日)
延長の理由	

担 当		電話番号	
-----	--	------	--

別記第 6 号様式(第 6 条第 2 項関係)

豊議発第 号
年 月 日

意見照会書

様

豊島区議会議長



豊島区議会情報公開条例に基づき、議会情報の公開請求がありました。
本件公開請求に対する決定等についてご意見があれば、別紙「公開決定等に係る意見書」
により、回答してください。

公開請求年月日	年 月 日
公開請求に係る 議会情報の名称	
公開請求に係る議会 情報に記録されてい る第三者に関する情 報の内容	
意見書提出期限	年 月 日(曜日)
意見書提出先	

(注)1 期限までにご提出いただけなかった場合は、「公開されても支障がない」と回答されたものとして取り扱います。

2 公開決定した際には、書面によりお知らせいたします。

担 当		電話番号	
-----	--	------	--

別紙

公開決定等に係る意見書

年 月 日

豊島区議会議長 あて

住所または所在地
(〒 —)

氏名または名称
(代表者氏名)

連絡先

年 月 日付け 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

公開請求に係る 議会情報の名称	
公開決定等に対する 反対意思の有無 ※該当する区分の□にレ を記入してください。	☐ 有 ☐ 無
意 見 (公開決定等に反対する 理由)	

別記第7号様式(第6条第3項関係)

豊議発第 号
年 月 日

公開決定に係る通知書

様

豊島区議会議長



年 月 日付け 号で照会した公開請求について、豊島区議会情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公開決定したので通知します。

公開請求に係る 議会情報の名称	
公開決定の理由	
公 開 す る 日	年 月 日

- (注) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区議会議長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区議会議長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

担 当		電話番号	
-----	--	------	--

別記第 8 号様式(第 9 条関係)

豊議発第 号
年 月 日

審査会に意見を求めた旨の通知書

様

豊島区議会議長 

年 月 日付けの公開決定等に対する審査請求について、豊島区議会情報公開条例第20条の規定により、次のとおり豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会に意見を求めた旨、通知します。

審査請求に係る議会情報の名称	
審査請求の内容	
意見を求めた日	年 月 日

担当		電話番号	
----	--	------	--

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

別記第 2 号様式（第 4 条第 1 項関係）

（平28議会規則 1 ・全改）

別記第 3 号様式（第 4 条第 2 項関係）

（平28議会規則 1 ・全改）

別記第 4 号様式（第 4 条第 3 項関係）

（平28議会規則 1 ・全改）

別記第 5 号様式（第 5 条関係）

（平21議会規則 1 ・一部改正）

別記第 6 号様式（第 6 条第 2 項関係）

（平28議会規則 1 ・全改）

別記第 7 号様式（第 6 条第 3 項関係）

（平28議会規則 1 ・全改）

別記第 8 号様式（第 9 条関係）

（令 5 議会規則 1 ・全改）

別記第 9 号様式 削除

（平28議会規則 1 ）